

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年9月23日に開催された、安全保障理事会の第6389回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際の平和および安全の維持に対する国連憲章の下での安保理の主要な責任を再確認する。これに関連して、安保理は、予防外交、平和工作、平和維持および平和構築に関する安保理決議および安保理議長声明を想起する。

安全保障理事会は、より平和的で安定した環境を構築することに向けた世界の多くの地域において為された進展を認識する。しかしながら、安保理は、武力紛争、テロリズム、大量破壊兵器と小型武器の拡散、越境組織犯罪、海賊、薬物および人の取引を含む国際の平和および安全に対する課題と脅威が広がっていることを承認する。

したがって、安全保障理事会は、国際の平和および安全はより包括的且つ上手くまとめられた対処方法を要求していることを再確認する。安保理は、開発、平和および安全並びに人権は連結し且つ相互に効果を高めていることを考慮しつつ、紛争の根本的原因に対処する必然性を強調する。この目的のために、安保理は、紛争サイクルの至る所で国際連合の実効性を高めることに寄与する安保理の確固たる公約を表明する。

安全保障理事会は、近年における国際連合の予防外交、平和工作、平和維持および平和構築能力を改良し且つ強化することにおいて為された重要な進展を歓迎し、また、変化する状況に対するこれらの手段の適応に寄与し続けることを誓約する。安保理は、これらの手段間の関係が連続しているとは限らないことおよび包括的、統一的且つ柔軟なやり方で行われる必要があることを、また強調する。

安全保障理事会は、予防外交、平和工作、平和維持および平和構築手段の包括的且つ一貫した使用は、持続的平和のための条件を創設するのに重要であることを、強調する。安保理は、この全体にかかわる目標を確実にするために必要な政治的支援を提供することを強調する。

安全保障理事会は、文民保護に対する安保理の強い支援をまたくり返し表明し、また武力紛争下の文民とりわけ女性と子どもの保護は、紛争を解決する包括的戦略の重要な一面であるべきという安保理の確信を再確認する。安保理は、国際人道法および人権法の重大な違反に対する不処罰に対する安保理の反対を、さらにもくり返し表明する。

安全保障理事会は、相違を平和的に解決することを加盟国に対し求め、また、対費用効果および危機管理と紛争解決の効果的な方法としての予防外交の重要性に特別な注意を払う。安保理は、加盟国、国

際連合、地域的および準地域的機構の予防能力を向上することを目的とした努力に対する安保理の支援を、奨励し且つ再確認する。安保理は、とりわけ、これら関係者の早期警戒、評価、調停および対応能力を開発すること並びにそれらの中の完全な調整を確保することの重要性を、強調する。

安全保障理事会は、周旋、事務総長代表、特別使節、調停を用いることで事務総長が行った取組、また永続的な且つ包括的な解決の促進に役立つため地域的および準地域的機構が行った取組に敬意を表し、また、彼らの活動を支援し続けることを約束する。

安全保障理事会は、国際の平和および安全に影響しうる現存するおよび潜在的紛争状況に接近して追跡すること、予防的努力を行っている当事者に関与すること、緊張の段階的縮小および信頼醸成のために取られる措置を奨励すること、国際連合内および国際連合に対して利用可能な必要な専門知識と能力を動員することを目的とした取組を支援することに更にかかわりあう。安保理は、予防外交手段の使用を最大限に活用するための予測可能な、一貫性のある且つ時宜を得た財政的支援を確保するための、二国間および多数国間援助供与国間の調整を含む、取組を高める重要性を、また認識する。

安全保障理事会は、国際連合平和維持活動の全体的な効用を向上し続ける安保理の公約を強調する。これに関連して、安保理は、国連平和維持活動の効用と効率性を助長し、また、上手くいった計画、設立、展開、実施、監視および評価並びに警備また法の支配における専門家の展開を、早めるために取られた措置を含む、平和維持活動の移行と終了のための国際連合の能力を格上げする、総会および国連事務局の取組のような、現在行われている取組に対する安保理の支援を、くり返し表明する。これに関連して安保理は、全ての利害関係者間の連携の開発を提言する国連事務局の取組を歓迎する。

安全保障理事会は、平和維持活動が、各活動に対する全体にかかわる政治的戦略、その職務権限に一致した抑止的姿勢、強力な文民的且つ軍事的指導力、適切な財源、並びに地域住民と効果的に連絡する能力を持った経験のある、訓練されたまた装備をもった軍事要員、警察要員また文民要員を求めているますます複合的な事業となってきたことを認識する。安保理は、改善された軍事的専門知識の必要性をまた承認し、また、この文脈において、軍事職員委員会の役割を調べ続ける安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、軍隊および警察を派遣している国が世界の多くの激しやすい部分で持続的な平和を維持しかつ構築するために果たした非常に貴重な役割に対し敬意を表した、国連平和維持活動および政治的活動に対する女性要員を含む、より多くの警察、軍事および文民要員を出す、必要な能力を備えた加盟国を奨励しつつ、彼らとの協議を強化する安保理の公約をくり返し表明する。

安全保障理事会は、効果的な平和構築活動は、政治的、安全保障、開発、人権、人道および法の支配の目的の中の一貫性に基づく統合された且つ包括的対処方法を求めていること、および平和構築活動の見通しは、計画の最初の段階と平和維持活動の実行から始まるべきことが考慮されるべきことを必要とすることを強調する。

安全保障理事会は、持続可能な平和構築活動は、国民の主体的取組、国民の能力開発および紛争により影響を受けた人々の能力の強化を求めていることも、強調する。安保理は、関係国により確認された

中核的必要性と優先事項に対してより良く反応するために国連平和構築活動の取組を改善するための活動に対する事務総長の議題を遂行する事務総長の継続的進展の必要性を強調する。安保理は、文民能力再検討の成果に、とりわけ、期待する。

安全保障理事会は、主要な平和構築活動関係者の役割と責任を改良する重要な進展をまた強調し、また、とりわけ平和構築活動に対する統合された一貫性のある対処方法を促進し支援する平和構築委員会の重要な役割を、歓迎する。安保理は、同委員会の活動に対する安保理の支援をくり返し表明し、また安保理の勧告的役割をより一層活用する安保理の意思を表明する。安保理は、PBCの2010年再検討の促進者の報告書を審議することを期待する。

安全保障理事会は、平和工作、平和維持および平和構築に対する包括的且つ統合された戦略は、各紛争状況の独特の情勢を考慮して全ての関係者に関与すべきであると認識する。安保理は、持続的平和および安全は関係するあらゆる当事者の、各自の専門的知識を基礎とした効果的な協力を通して達成されることが最も望ましいことも、また認識する。

安全保障理事会は、紛争防止、平和工作、平和維持および平和構築において、憲章第VIII章に一致して地域的および準地域的機構と共にまた支援する、安保理の戦略的連携を強化する安保理の公約をくり返し表明する。安保理は、他のあらゆる関連活動家、とりわけ総会、ECOSOC、PBC、世界銀行のような国際金融機関および市民社会との戦略的水準と現場での安保理の連携を強化することを続けるべきであることをまた強調する。

安全保障理事会は、紛争の予防および解決のあらゆる側面並びに平和維持活動および平和構築活動における女性の役割の重要性をまた再確認し、紛争の根本原因に対処する上手くまとめられた且つ決定された対処方法は、女性および平和並びに安全の問題に対する組織的かつ包括的対処方法をまた要求していることを認識する。これに関連して安保理は、事務総長の勧告に基づいた一連の包括的指針に基づく行動を取るにより決議1325の10周年を特徴づけることを期待している。

安全保障理事会は、国際的平和および安全を維持し戦争の災いの種を根絶するために効果的な行動を取ることを安保理に駆り立てる、国際連合憲章により安保理に授けられた責任と世界の人々の集団的大望を十分に認識している。安保理は、最も効果的な方法とその協力機関との十分に協力して、安保理の責任を遂行し続ける安保理の公約を表明する。安保理は、この任務の成功裏の達成は、予防外交、平和工作、平和維持および平和構築における絶え間ない反響のプロセスと任務の実践における適応を要求することを、更に認識する。